

旭川医科大学年俸制教員(退職手当相当額前払い型)給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西 川 祐 司

旭川医科大学年俸制教員(退職手当相当額前払い型)給与規程の一部を改正する規程

旭川医科大学年俸制教員(退職手当相当額前払い型)給与規程（平成27年旭医大達第25号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は改正箇所を示す。

改正後	現行
(略) (給与の種類) 第2条 年俸制教員の給与は、基本年俸、業績変動賞与及び諸手当とする。 2 諸手当は、管理職手当、学長補佐等手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、放射線取扱手当、高気圧治療室内作業手当、超過勤務手当、休日手当、夜勤手当、宿日直手当、術後管理手当、待機手当、医師特別勤務手当、ドクターヘリ搭乗手当、分娩手当、時間外手術等手当、分娩待機手当、保健管理センター業務手当、学位論文審査手当、<u>新型コロナウイルス患者対応業務手当、地域医療体制確保加算対象手当及び外科医療確保特別加算対象手当</u>とする。 (給与の支給日等) 第3条 基本年俸及び諸手当の計算期間は、1の月の初日から末日までとする。 2 基本年俸は、その12分の1の額を月額基本給（以下「基本給」という。）として毎月1回、17日（17日が日曜日に当たるときは15日、1	(略) (給与の種類) 第2条 年俸制教員の給与は、基本年俸、業績変動賞与及び諸手当とする。 2 諸手当は、管理職手当、学長補佐等手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、放射線取扱手当、高気圧治療室内作業手当、超過勤務手当、休日手当、夜勤手当、宿日直手当、術後管理手当、待機手当、医師特別勤務手当、ドクターヘリ搭乗手当、分娩手当、時間外手術等手当、分娩待機手当、保健管理センター業務手当、学位論文審査手当<u>及び新型コロナウイルス患者対応業務手当</u>とする。 (給与の支給日等) 第3条 基本年俸及び諸手当の計算期間は、1の月の初日から末日までとする。 2 基本年俸は、その12分の1の額を月額基本給（以下「基本給」という。）として毎月1回、17日（17日が日曜日に当たるときは15日、1

7日が土曜日に当たるときは16日、17日が休日に当たるときは18日)に支給する。ただし、事務処理上やむを得ない事情のため、その日に支給することができないときは、翌月の基本給の支給日に支給することができる(第3項から第5項において同じ。)。また、各月の末日までに、欠勤等の事由により、支給した基本給と本来支給すべき基本給との間に過不足が生じた場合には、翌月以降の基本給において、これを精算する。

3 業績変動賞与は、毎年6月30日及び12月10日に支給する。ただし、その日が日曜日に当たるときは、その前々日、土曜日に当たるときは、その前日に支給する。

4 管理職手当、学長補佐等手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、单身赴任手当、地域医療体制確保加算対象手当及び外科医療確保特別加算対象手当は、基本給の支給日に支給する。

(略)

(諸手当)

第10条 諸手当は、職員給与規程第18条、第18条の2、第20条、第22条から第24条、第27条、第28条、第31条から第34条の4、第34条の6から第34条の12、第34条の17及び第34条の18の規定を適用又は準用して支給する。

(略)

附 則

1 この規程は、令和8年10月1日から施行し、改正後の旭川医科大学年俸制教員(退職手当相当額前払い型)給与規程は、令和8年7月1日から適用する。

2 改正後の旭川医科大学年俸制教員(退職手当相当額前払い型)給与規程は、この規程の施行日の前日以前に本学を退職した職員については適用しない。

【改正理由】

7日が土曜日に当たるときは16日、17日が休日に当たるときは18日)に支給する。ただし、事務処理上やむを得ない事情のため、その日に支給することができないときは、翌月の基本給の支給日に支給することができる(第3項から第5項において同じ。)。また、各月の末日までに、欠勤等の事由により、支給した基本給と本来支給すべき基本給との間に過不足が生じた場合には、翌月以降の基本給において、これを精算する。

3 業績変動賞与は、毎年6月30日及び12月10日に支給する。ただし、その日が日曜日に当たるときは、その前々日、土曜日に当たるときは、その前日に支給する。

4 管理職手当、学長補佐等手当、扶養手当、住居手当、通勤手当及び单身赴任手当は、基本給の支給日に支給する。

(略)

(諸手当)

第10条 諸手当は、職員給与規程第18条、第18条の2、第20条、第22条から第24条、第27条、第28条、第31条から第34条の4及び第34条の6から第34条の12の規定を適用又は準用して支給する。

(略)

診療報酬加算による医師への手当支給を行うため、所要の改正を行うものである。	
---------------------------------------	--